

中国の「対外労務合作」の動向を読み解く

——日本を中心に——

宋 弘揚 *

Hongyang SONG

Analyzing China International Labour Cooperation Trends:
Focusing on Japan

1. はじめに

2016年、日本は外国人技能実習生の受け入れに関して大きな転機を迎えた(図1)。それは、これまで最も多くの技能実習生を供給してきた中国が、ベトナムに抜かれ、国・地域別で第2位に転落したことである(宋 2020)。それ以降も、中国国内では「技能実習離れ」が進んでいる。この事情に関して、西野(2020)は、中国では、対外労務合作は、国内の労働者問題がより重要になっていることと統計データの不足により、関連研究が少ないと指摘した。他方、後述するように、近年中国では関連機関による報告書の作成・公表がなされるようになった。本稿では、こうした報告書を介して、対外労務合作の現状や方向性などを整理し、技能実習離れが進んでいる中国における日本への労務合作の動向を読み解く。

2. 研究の手法

本稿では、中華人民共和国商務部・中国対外承包工程商会(2018, 2019, 2020)を用いて分析する。これらは、中華人民共和国商務部(以下、「商務部」と中国対外承包工程商会(以下、「承包商会」)²⁾が連名で2018年から毎年発行している『中国対外労務合作発展報告』(以下、『発展報告』)を指す。発行元である商務部は、中国における対外労務合作業務を担当する主管省庁であり、承包商会は、中日研修生協力機構の上部機構で、政府の窓口として商務部の指導の下で事業を展開している³⁾。この『発展報告』は、中国における対外労務合作をめぐる課題を分析・予測するほか、送り出し機関等に有益な情報を提供し、新たな方向性を見出す目的も有している。なお、本稿では、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界的に蔓延するまでの状況を把握するため、2021年と2022年に発行されたものは分析から除外した。

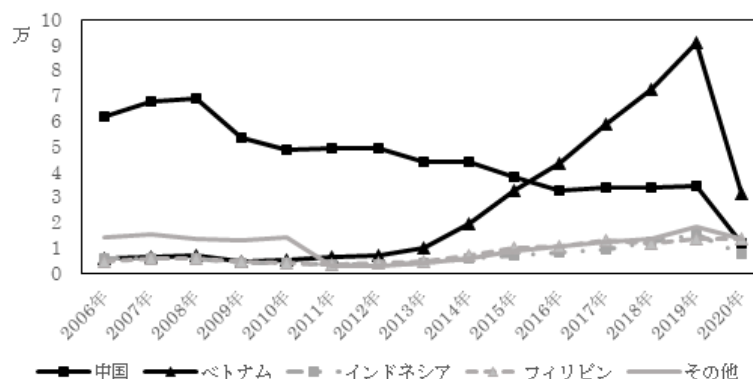


図1 国籍別技能実習1号の新規入国者数推移
(法務省『出入国管理統計』より作成)

* 梅光学院大学文学部 専任講師

3. 『発展報告』の主な内容

各年の『発展報告』は基本的に、「総論編」、「マーケット編」、「省市編」に分かれている(表1)。総論編では、世界の経済情勢、国際労働力移動の状況、中国の対外労働合作の状況や特徴、展望などがまとめられている。マーケット編では、送り出し先である日本などの国・地域の労働者受け入れの現状、中国との労働合作の現状や特徴などが整理されている。省市編では、派遣労働者の出身地域や送り出し機関の所在地域における対外労働合作の状況が述べられている。そのほか、中華人民共和国商務部・中国対外承包工程商会(2018)にのみ、対外労働合作業界の事例提供がみられた。

4. 『発展報告』における日本に関する記述

中華人民共和国商務部・中国対外承包工程商会(2018, 2019, 2020)のマーケット編では、相当の分量をかけて日本に関する記述をしている。本節において、各年の日本編に関する記述を中心に分析する。

中華人民共和国商務部・中国対外承包工程商会(2018)では、日本の全体の経済状況、雇用状況に始まり、外国人労働者の増加とその業種の分布に関する分析がある。次に、技能実習生の受け入れ状況に

関する詳細な分析(出身国の分布や変化、日本での地域分布、業種の分布、制度上の課題など)が記述されている。また、中国と日本の労働合作に関する記述では、為替の影響や東南アジアからの送り出し増加による中国人技能実習生の減少、中国の送り出し機関にとって技能実習生送り出し業務を拡大することの困難さ、送り出し機関が山東省、遼寧省、江蘇省などの東部沿海地域に集中していることなどが中心に紹介されていた。

これらを踏まえて、中国と日本の労働合作の先行きに関する分析では、全体的には、中日労働合作の業務が縮小しつつあるが、中国国内の農村部、中部や西部における余剰労働力の開発によって維持されると予想されている。そして、労働合作は、技能実習業務のみならず、より一般的な「境外就業」(海外就労)⁴⁾が増加する見込みにあるとしている。また、送り出し機関に関して、介護労働者や中・高度人材の送り出し業務を開拓することによる競争相手である東南アジア諸国の送り出し機関の業務の差別化が勧められた。そのほか、労働者の権利擁護について、インターネットやSNSの普及と労働者自身の権利保護意識の強化によって、送り出し機関等は中国と日本両国の関連法律・制度を守ることで業界全体の持続可能な発展を図るとの記述があった。

また、業界編⁵⁾では、日本のサービス業労働力が不足している中で、送り出し機関が高度の労働人材⁶⁾

表1 各年『発展報告』の主な内容

	2018	2019	2020
総ページ数	209p	188p	238p
総論編	世界の経済情勢 国際移民の状況 対外労働合作の状況や特徴、展望	世界の経済情勢 国際移民の状況 対外労働合作の状況や特徴、展望	世界の経済情勢 国際移民の状況 対外労働合作の状況や特徴、展望
マーケット編 (記述ページ数順)	日本 (18p) 韓国 (7p) シンガポール (5p) マカオ (5p) など 合計 9 カ国・地域	日本 (15p) マカオ (5p) サウジアラビア (5p) 韓国 (5p) など 合計 11 カ国・地域	日本 (16p) サウジアラビア (6p) 韓国 (5p) UAE (5p) など 合計 48 カ国・地域
省市編	山東省 福建省 江蘇省など 合計 16 省市	山東省 江蘇省 河南省など 合計 19 省市	山東省 広東省 江蘇省など 合計 11 省市
業界編	建築・設計人材の送 出 日本へのサービス業労働者送 出業務の開拓 コック、海員の送 出	—	—
付録	統計データ等	統計データ等	統計データ等

(中華人民共和国商務部・中国対外承包工程商会 (2018, 2019, 2020) より作成)

を育成する必要があると指摘した。

次に、中華人民共和国商務部・中国対外承包工程商会(2019)について、前半の記述(日本の経済状況、雇用状況、技能実習生の受け入れ状況など)は前年の内容と大差ない。他方、後半では、日本の外国人受け入れ政策の改革に関する紹介があり、2018年12月の外国人労働者の受け入れを拡大する改正出入国管理法の成立とそれに伴う在留資格「特定技能」の新設の経緯と内容が書かれている。それを踏まえて、中華人民共和国商務部・中国対外承包工程商会(2019)による中日労務合作の先行きに関する分析では、中国人技能実習生が減少する一方、特定技能が本格的に始動することにより、日本への送り出しに転機が訪れる可能性について言及した。また、技能実習と特定技能の両ルートが併存する中での適切な送り出し、技能実習生による特定技能へのスムーズな移行を推し進めるには、主管政府機関や送り出し機関のマネジメント能力が求められることになろうといった記述があった。

最後に、中華人民共和国商務部・中国対外承包工程商会(2020)について、統計データ等の更新はあるものの、現状分析および展望は前年のものとほぼ同じであった。展望では、2020年に中国政府と日本政府が技能実習と特定技能の協力覚書を締結すれば、両国の労務合作の穏やかな発展が促進されると指摘されていた。また、総論編の「強化行業自律対重点国別市場的規範作用」の部分の日本に関する記述では、手数料の徴収に関する指導意見の策定、特定技能および技能実習の枠組み内の業務契約書の手本の制定が求められていた。しかし、本稿執筆時点(2023年2月)において、両国間の協力覚書がいまだ締結されていない⁷⁾。なお、2022年12月、承包商会では、下部組織である「中日研修生協調工作委員会」を「中日人材合作委員会」(日本語名:「中日人材協力機構」)に改名する審議がされたことから、日本側との覚書締結に向けた水面下の動きがみられる。

5. おわりに

中国における労務作業界では、伝統的な日本市場の衰退への対応策として、送り出し市場の多様化と高度化や、東南アジア諸国との差別化戦略、特定技能制度の実施やサービス業界での人手不足状況の改善に対する期待、国内労働者募集の裾野拡大と中部・西部の扶貧政策との連携、労働者権利擁護、送り出し機関の改革と連携、業界の自律性の強化など

があげられた。一方、様々な要因で日本側との覚書締結に時間を要していることから、政府やその外郭団体、送り出し機関などの意思統一が困難であることが窺える。本稿では、中華人民共和国商務部・中国対外承包工程商会(2018, 2019, 2020)の分析に留まっているため、今後の課題として、所管団体や送り出し機関等へのインタビュー調査を通じて、中国の対日労務合作の在り方を検討したい。

注

- 1) 対外労務合作とは、中国の労務輸出政策の一環で、送り出し機関が海外の政府や企業などの労働者派遣契約に基づき、中国人労働者を派遣することを指す。技能実習生もそれに基づき、日本に送り出している(宋 2020)。いわゆる海外への労働者送り出し政策である。なお、既存研究では「対外労務合作」とそのまま表記される上林(2015)がある一方、「対外労務協力」(小林 2012)とも訳されている。
- 2) 承包商会のホームページ <https://www.chinca.org/> (最終閲覧日: 2023年2月4日)
- 3) 例として、「中日労務合作」のホームページ <https://www.chinca.org/sjtcc/> (最終閲覧日: 2023年2月4日) が挙げられる。
- 4) 例えば、日本の「技術・人文知識・国際業務」といった就労資格に関わる仕事である。
- 5) 業界編では、代表的な送り出し機関の取り組みが紹介されている。
- 6) 中国語では、「高端労務」と表現される。それは、一般的な「高度人材」ではなく、従来の製造業等の技能実習生と比較して一定の日本語能力や対人サービス能力を有する仕事を指している。
- 7) 外国人技能実習機構 技能実習に関する二国間取決め(協力覚書)一覧 https://www.otit.go.jp/soushutsu_nikokukan/ (最終閲覧日: 2023年2月4日)。出入国管理庁 特定技能に関する二国間の協力覚書 https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri05_00021.html (最終閲覧日: 2023年2月4日)。また、中国と日本の間での協力覚書締結について、日本側の情報によれば、2019年4月時点中国側が体制整備を進めていることがわかった(https://www.jitco.or.jp/ja/regulation_skill/consultation/5806/) (最終閲覧日: 2023年2月4日)。また、中国側の情報によれば、2019年6月時点で協議が進んでいることがわかった (<https://www.chinca.org/SJTCOC/info/19060416524111>) (最終閲覧日: 2023年2月4日)。

文献

- 上林千恵子 2015. 『外国人労働者の受け入れと日本社会——技能実習制度の展開とジレンマ』東京大学出版会.
- 小林昌之 2012. 中国における人の移動の法制度——対外労務輸出の管理を中心に. 山田美和編『東アジアにおける人の移動の法制度調査研究報告書』アジア経済研究所. https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Reports/InterimReport/2011/pdf/115_ch1.pdf(2023年2月8日最終閲覧確認)
- 宋 弘揚 2020. 中国人技能実習生の増加鈍化期における送り出し機関の方針転換——中国山東省青島市を事例に. 地理学評論 93(5) 372–386.
- 中華人民共和国商務部・中国対外承包工程商会 2018. 『中国対外労務合作発展報告2017-2018』.
- 中華人民共和国商務部・中国対外承包工程商会 2019. 『中国対外労務合作発展報告2018-2019』.
- 中華人民共和国商務部・中国対外承包工程商会 2020. 『中国対外労務合作発展報告2019-2020』.
- 西野真由 2020. 海に渡った農民工——中国から技能実習生派遣システムを中心に. 愛知大学現代中国学会編『中国21 vol.53——農民・農業・農村』東方書店, 171-190.